

半島振興法（昭和60年法律第63号）

- 我が国において重要な役割を果たしている半島地域について、広域的かつ総合的な対策を実施するために必要な特別な措置を講ずることにより、半島地域の自立的発展、地域住民の生活の向上及び半島地域における定住の促進を図り、あわせて国土の均衡ある発展に資することが目的。
- 都道府県の申請を受け、主務大臣が国土審議会の議等を経て半島振興対策実施地域を指定。都道府県が半島振興計画を作成し、国土審議会の意見を聴いた上で主務大臣が同意。
- 昭和60年に議員立法により10年間の時限法として制定され、3度の延長。直近は平成27年3月に改正・延長。

主な半島振興施策

・半島振興広域連携促進事業

半島地域の多様な主体が連携して実施する、交流促進、産業振興、定住促進に資するソフト事業に対して国が補助事業により支援

・工業用機械等に係る割増償却制度

事業者が製造業等の事業に供する機械、建物等を取得、改修等した場合、割増償却により5年間法人税の繰り延べが可能（※）

・地方税の不均一課税の減収補填措置

都道府県又は市町村が施設又は設備を新增設した事業者に対して不均一課税した場合、減収額の一部を国が地方交付税により補填（※）

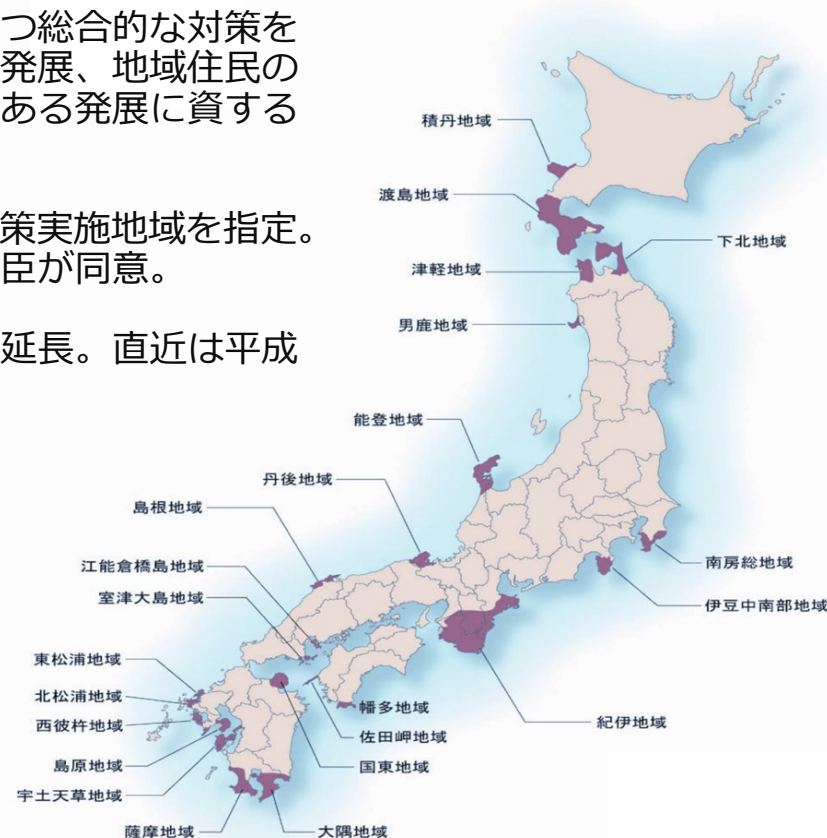
・半島振興道路整備事業債

半島振興計画に基づき都道府県又は市町村が実施する道路整備事業等に対し充当可能。特に防災機能強化に資する道路整備事業については充当率90%、交付税措置率30%

・半島循環道路等の整備、市町村道等の都道府県代行整備

※市町村が作成した認定産業振興促進計画の計画区域内における措置

等



○ 半島振興対策実施地域の現況

- ・ 23地域（22道府県、194市町村）
- ・ 面積：3.7万km²（全国の9.8%）
- ・ 人口（H27）：404万人（全国の3.2%）
- ・ 人口増減率（H22-27）：△6.2%（全国：△0.8%）
- ・ 高齢化率（H27）：34.2%（全国：26.3%）